

世田谷区自転車活用推進計画の策定及び自転車等の利用に関する総合計画（案）
（令和3年度から12年度）について

1 主旨

世田谷区自転車等の利用に関する総合計画は、策定から10年、見直しから5年が経過することから、上位計画や法令等の変更、社会動向等を踏まえ、計画の見直しの検討を進めてきた。また、平成29年5月の自転車活用推進法の施行により、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区市町村に対し自転車活用推進計画の策定が努力義務として課された。

今回、両計画を一体として策定するにあたり、庁内および世田谷区自転車等駐車対策協議会で検討を進め、素案に対する区民意見募集（パブリックコメント）を踏まえ、案を取りまとめたので報告する。

2 これまでの検討状況

平成23年	4月	世田谷区自転車等の利用に関する総合計画（改定）
平成28年	4月	世田谷区自転車等の利用に関する総合計画（中間見直し）
平成29年	5月	自転車活用推進法施行
令和元年	6月	公共交通機関対策等特別委員会（計画策定に向けた報告）
	7月～	世田谷区自転車等駐車対策協議会（計6回開催）
令和2年	4月～	庁内の検討委員会による検討（計6回開催）
	9月	公共交通機関対策等特別委員会（検討状況の報告）
	11月	公共交通機関対策等特別委員会（素案の報告）
令和3年	1月～	区民意見募集（パブリックコメント）の実施

3 区民意見募集について

- (1) 実施期間 令和3年1月20日～2月10日
- (2) 周知方法 区のおしらせ（1月20日号）、ホームページ
- (3) 閲覧場所 土木部交通安全自転車課窓口、出張所・まちづくりセンター、
区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、図書館
- (4) 受付状況 346人（意見数 1,146件）
- (5) 区民意見及び回答（案） 資料1のとおり

4 計画素案からの追加・修正点

- (1) 基本理念・個別方針に「環境」の視点を追記
- (2) 交通安全啓発における区民の自主的な取り組みの支援について内容の追記
- (3) 自転車通行空間の維持管理について今後の取り組みを追記
- (4) 区民に分かりやすい計画となるよう資料や図、写真、表などの追加や表現の修正

5 計画（案）について

資料2 計画（案） 本編

資料3 計画（案） 概要版 のとおり

6 自転車の乗入台数の推計について

直近までの区内駐輪場利用状況等を確認した結果、コロナ禍の影響を受けた実態が、令和2年10月の放置自転車実態調査結果だけでは、十分に把握することができないことから、令和3年度の調査結果、将来的な自転車利用の見通しも踏まえた上で、令和3年度末までに推計を実施し、その後に結果を改めて公表する。

7 計画の愛称について

- (1) 応募数 141件
- (2) 愛称名 「世田谷思いやり自転車プロジェクト」

8 今後のスケジュール（予定）

令和3年 6月 区民意見募集結果の公表

7月 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画
（令和3年度～12年度）の策定